

八幡市自殺対策計画

令和 2 年 3 月

八幡市



はじめに

「誰もが自殺に追い込まれることのないまちやわた」
の実現を目指して

我が国では平成 10 年から長らくの間、自殺者が年間 3 万人を超えるという状況が続いておりましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げての自殺対策の推進の結果、近年自殺者は減少傾向にあります。しかし、現在もなお 2 万人を超える人々が自殺に追い込まれているという状況、また若者世代の死因 1 位は自殺であるという現状が続いております。

こうした状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

本市の自殺対策においては、ゲートキーパーの育成と自殺対策の啓発活動を中心として行ってまいりましたが、自殺対策基本法の改正、並びに八幡市の自殺者数ゼロを目指す観点から、この度「八幡市自殺対策計画」を策定いたしました。今後は、全庁的に自殺対策に取り組み、全市民に行き届く支援を行うことにより、本市の自殺対策の目標である「誰もが自殺に追い込まれることのないまちやわた」を実現したいと考えております。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました関係者の皆様、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

八幡市長

堀口 文昭

目 次

第1章 自殺対策計画策定にあたり

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 自殺の現状と課題について

- 1. 全国の自殺の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 京都府の自殺の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 八幡市の自殺の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 自殺対策における取組内容について

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3. 目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4. 重点的な柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6. 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 計画の推進体制について

- 1. 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

資料編

- 1. 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2. 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第 1 章 自殺対策計画策定にあたり

1. 計画策定の趣旨

我が国では平成 10 年以降、平成 23 年まで自殺者が年間 3 万人を超える状況が続きました。平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺が個人の問題ではなく社会の問題として捉えられるようになり、平成 28 年に改正された自殺対策基本法では自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されることが明記され、各市町村が「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。これは自殺の多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識をもとにしたものです。

本市ではこれらの現状に対応するために全庁的に自殺対策に取り組むことで、全市民に行き届く支援を実践的に行ってまいります。

2. 計画の位置付け

平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」に基づき、本市の自殺の現状を鑑み策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の推進期間は国の自殺総合対策大綱を踏まえ、令和 2 年度から令和 8 年度までの 7 年間とします。また、国・地域の自殺対策の現状に対応した計画を維持するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の目標

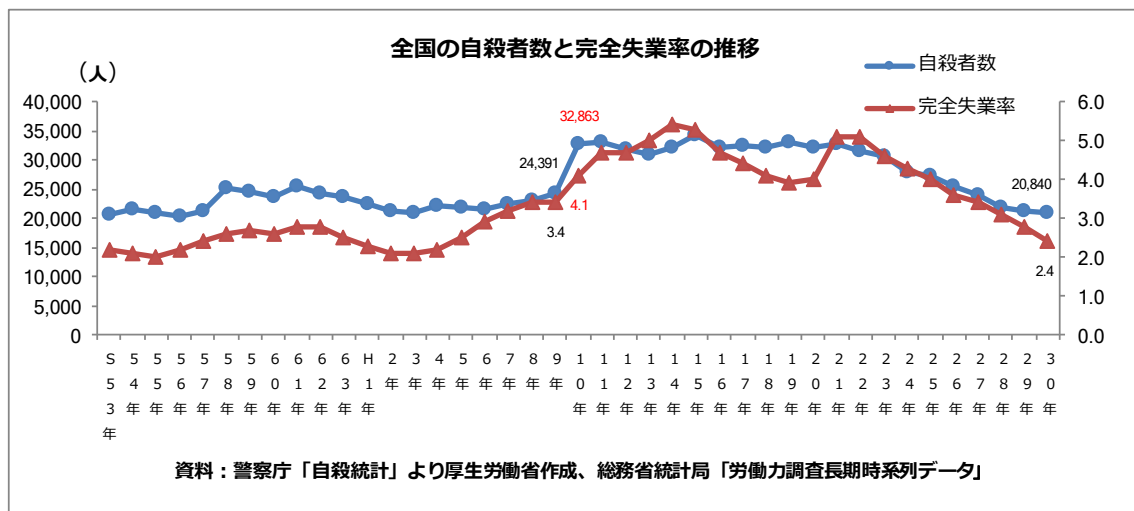
本計画では、「誰もが自殺に追い込まれることのないまちやわた」の実現を最終目標とします。また、自殺対策を通じて複雑化する地域社会問題に柔軟に対応することのできるまちづくりを目標とします。

第2章 自殺の現状と課題について

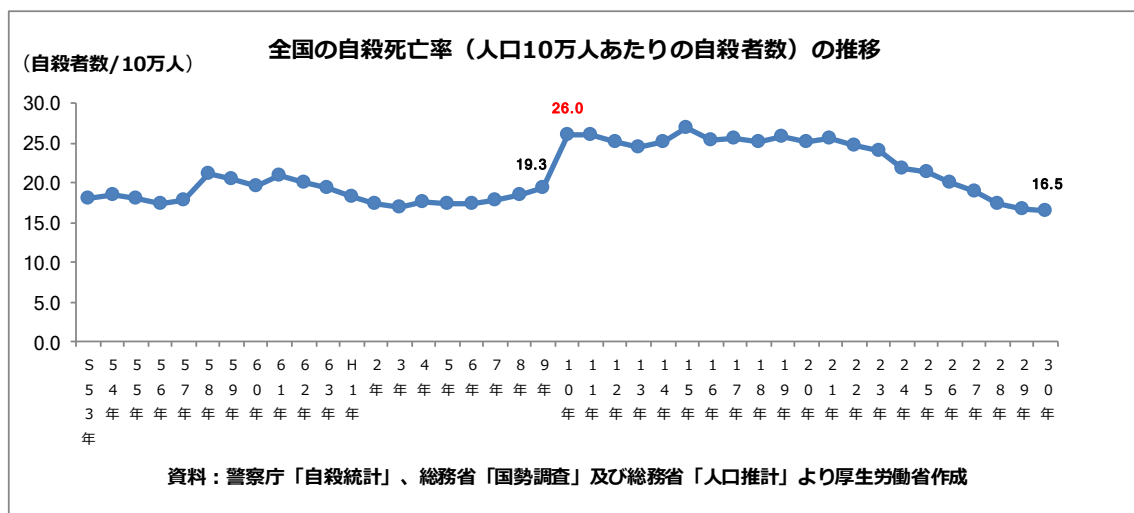
1. 全国の自殺の動向

我が国の自殺者数・自殺死亡率はバブル経済の崩壊による大型倒産が相次いで発生した平成9年から10年にかけて大幅に増加し、その後自殺者数が年間3万人を超える状況が平成23年まで続きました。その後失業率の改善や国をあげての自殺対策が進み、自殺者数は減少傾向に転じています。平成30年の自殺者数はピーク時と比較して約3割減少しております。（資料1・資料2）

（資料1）



（資料2）

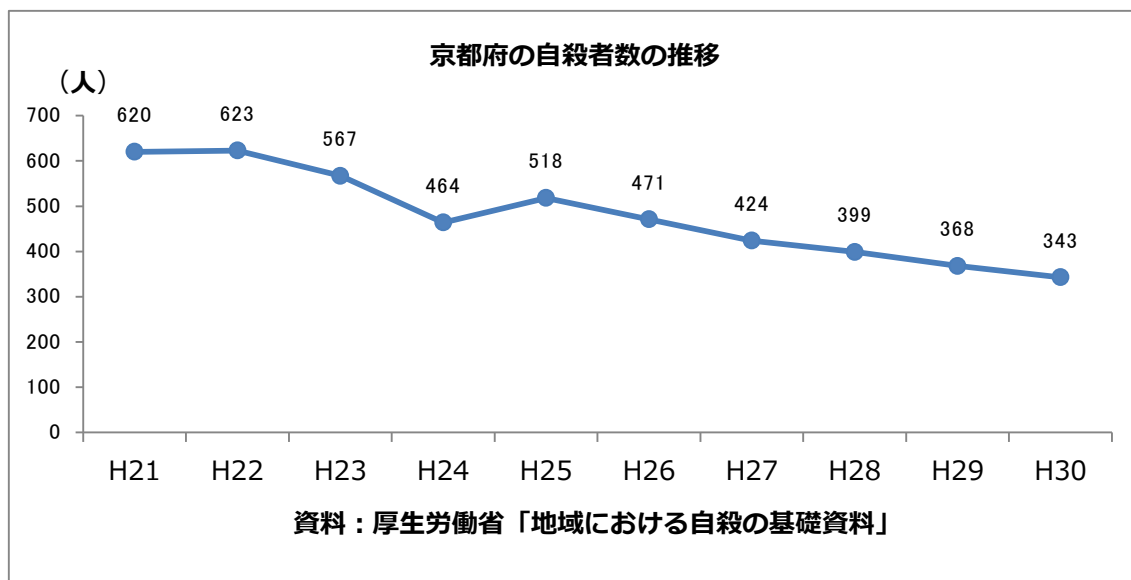


2. 京都府の自殺の動向

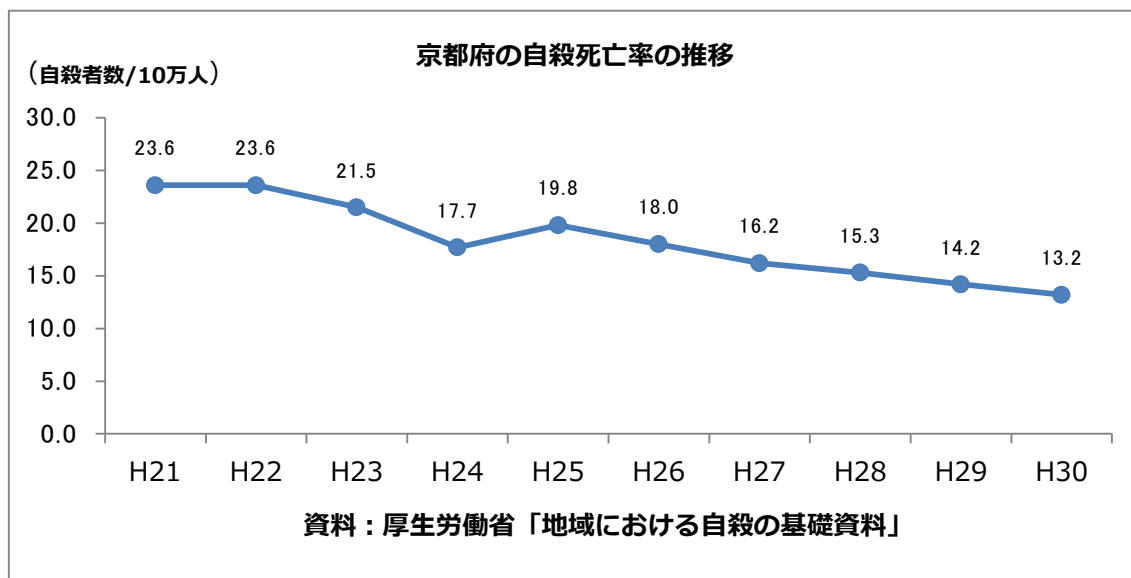
京都府の自殺者数は平成 23 年に減少に転じ、平成 25 年の増加を除いて減少傾向にあり、平成 30 年の自殺者数は 343 人となりました。(資料 3)

自殺死亡率も同様に低下傾向にあり、この 10 年間で 10.4 低下しました。(資料 4)

(資料 3)



(資料 4)



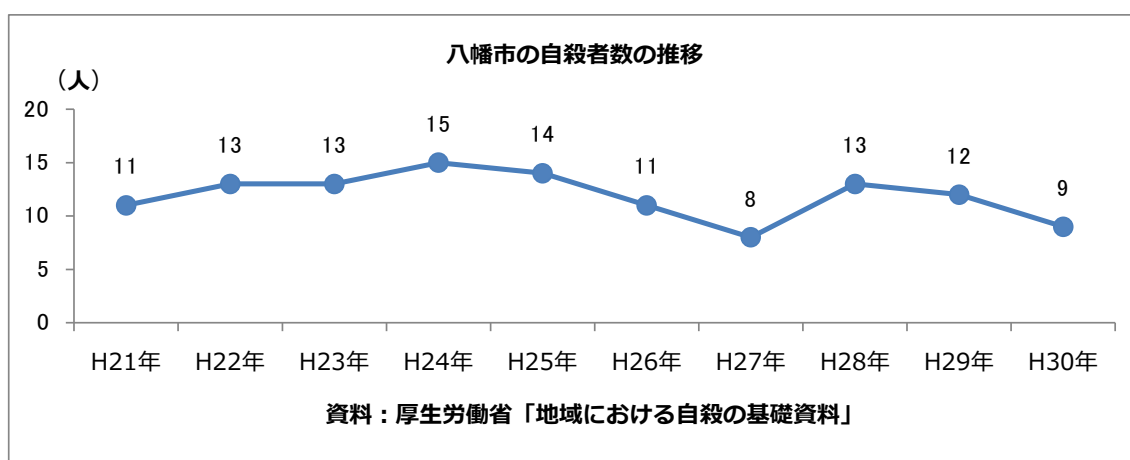
3. 八幡市の自殺の動向

本市の自殺者数・自殺死亡率はほぼ横ばいであると言えます。直近である平成 30 年の自殺者数は 9 人、自殺死亡率は 12.5 となっています。(資料 5・資料 6)

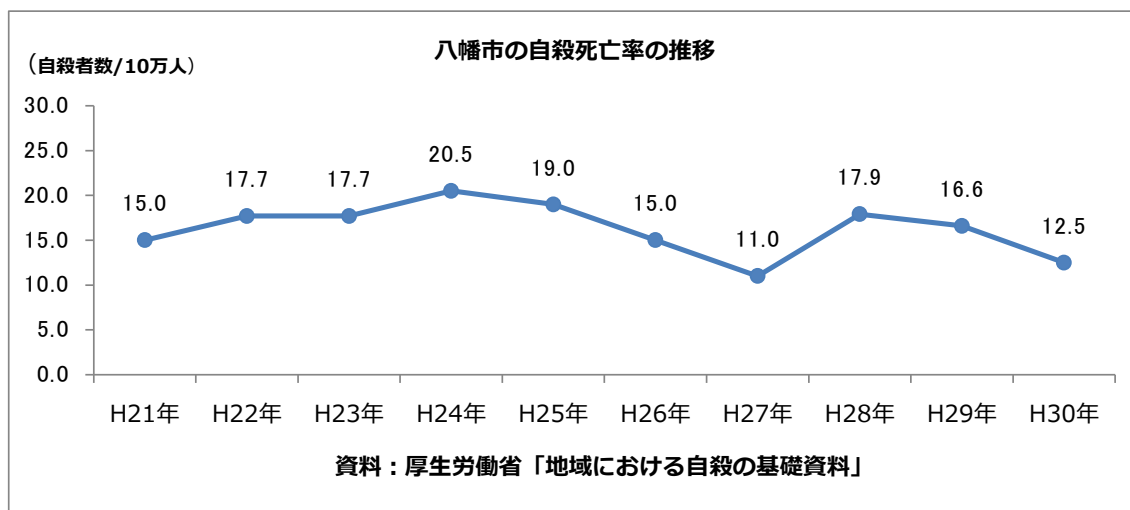
また、年齢別自殺者数では過去 10 年間で 60 歳代が 26 人、70 歳代が 23 人となっております。(資料 7) さらに、原因・動機別では健康問題をはじめとして、家庭問題や経済・生活問題を理由とした自殺が多い傾向です。(資料 8)

これらを背景として、本市の傾向としては、高齢者の自殺が多いこと、加えて失業や病苦、うつ状態等を理由とする生活困窮者の自殺が多いことが考えられます。(資料 9)

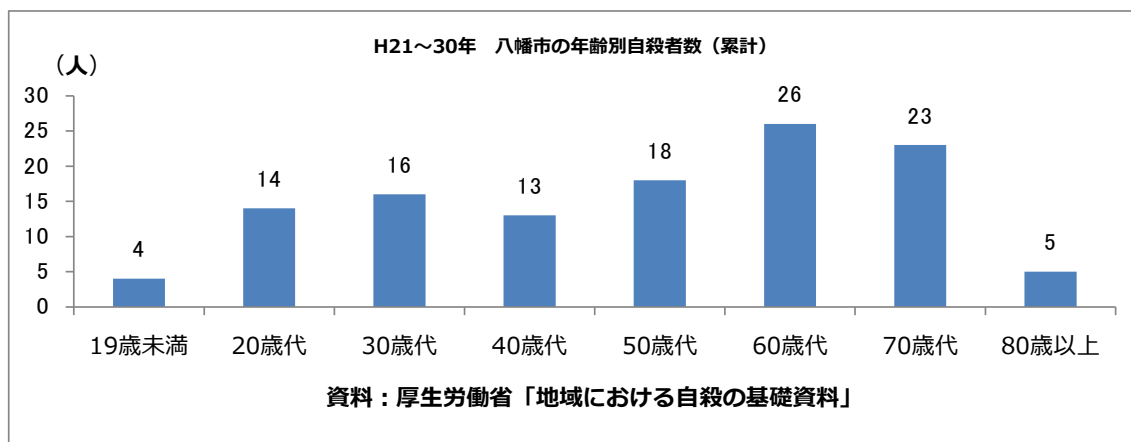
(資料 5)



(資料 6)



(資料 7)

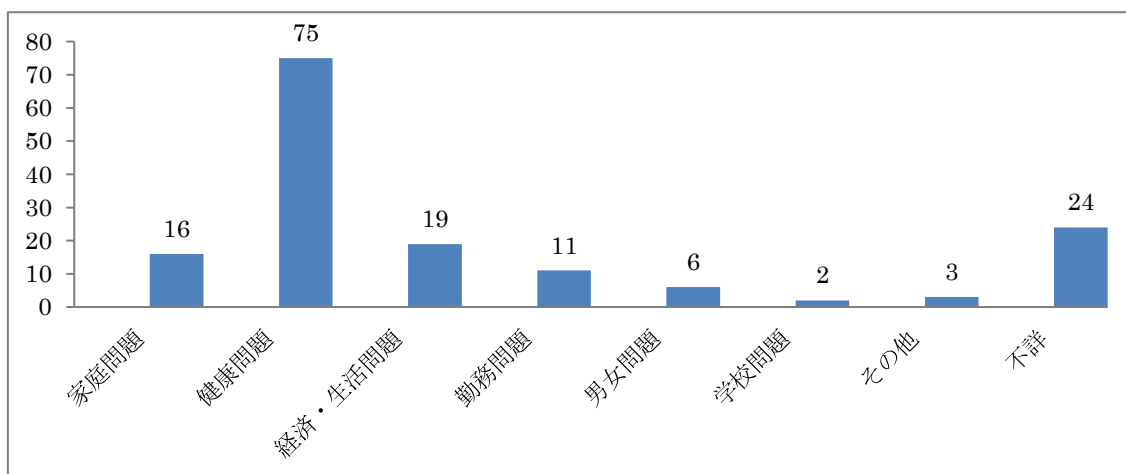


(資料 8)

原因・動機別自殺者数の推移（単位：人）

	原因・動機別								合計
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	
H21	2	8	2	1	0	0	0	0	13
H22	2	10	2	1	2	0	0	1	18
H23	1	10	3	3	0	0	0	3	20
H24	2	7	4	3	0	0	0	5	21
H25	2	9	1	0	0	0	0	2	14
H26	0	7	3	2	1	1	0	2	16
H27	2	2	0	0	0	0	2	3	9
H28	1	8	1	1	1	0	0	5	17
H29	2	9	1	0	2	1	1	2	18
H30	2	5	2	0	0	0	0	1	10
合計	16	75	19	11	6	2	3	24	156

※複数の項目に該当するものがあるため、各年度の自殺者数とは必ずしも一致しない。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(資料 9)

本市の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、平成 26～30 年合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 男性 60 歳以上無職独居	6	11.3%	105.9	失業（退職）＋死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→ 自殺
2 位: 女性 60 歳以上無職独居	6	11.3%	48.3	死別・離別＋身体疾患→病苦→ うつ状態→自殺
3 位: 男性 60 歳以上無職同居	6	11.3%	18.2	失業（退職）→生活苦＋介護の悩 み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4 位: 男性 40～59 歳無職同居	4	7.5%	103.0	失業→生活苦→借金＋家族間の 不和→うつ状態→自殺
5 位: 男性 20～39 歳無職同居	4	7.5%	54.9	①【30 代その他無職】ひきこも り＋家族間の不和→孤立→自殺 ／②【20 代学生】就職失敗→将 来悲観→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2019）」

第3章

自殺対策における取組内容について

1. 基本理念

「誰もが自殺に追い込まれることのないまちやわた」

2. 基本方針

自殺は、その多くが様々な要因から追い詰められた末の結果です。その要因としては、失業、健康問題、多重債務、ひきこもり、生活困窮等が挙げられ、これらの要因は複合的に発生する社会的な問題となっています。そのため、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策が連携を図り、総合的に実施していく必要があります。

本市においても、基本理念に基づき、各課や関係機関等と連携することで市全体での取組を推進していきます。

3. 目標値

国では、令和8年(2026年)までに自殺死亡率を、平成27年(2015年)の18.5から、他の先進諸国水準の13.0まで、約3割の減少を図ることを目標としています。

本市においては、基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることのないまちやわた」を実現するために、数値目標として自殺者数ゼロを目指します。

4. 重点的な柱

本市では、計画の基本理念に基づく目標値を達成するための取組を、次の3つの重点的な柱に沿って進めていきます。本市においては、高齢者や生活困窮者の自殺者数が多いという傾向がありますが、高齢者と生活困窮者も加えた、全市民に行き届く事業の展開を行います。

(1) 自殺問題に対する適切な理解と取組の推進

国等が示す調査資料や本市が行う事業に基づき、取り組むべき課題を明確にすることで、自殺対策事業を推進していきます。また、国が推進する自殺予防週間及び自殺対策強化月間には、より広く市民に情報を届けるべく、普及啓発活動に注力していきます。

(2) 自殺を未然に防ぐための取組の推進

悩みや問題を抱えている人に対して整備されている支援体制や、受けることができるサポート内容について情報を届けることで、自殺予防を図ります。また、孤立を防ぐために、悩みや問題を抱える人の話を聴いてあげることができるゲートキーパーの養成数を増やし、自殺予防にかかる支援体制の拡充を図ります。

(3) 自殺対策に向けた連携体制の整備

自殺は、失業や健康問題、多重債務、ひきこもり、生活困窮等の問題が複雑に関わっています。自殺予防を推進するためには、様々な施策や取組の連携を図り、総合的に対応していくことが求められます。本市が取り組む各事業が、効果的な連携を図っていくことで、自殺予防へと繋がります。



平成 30 年度 普及啓発物品



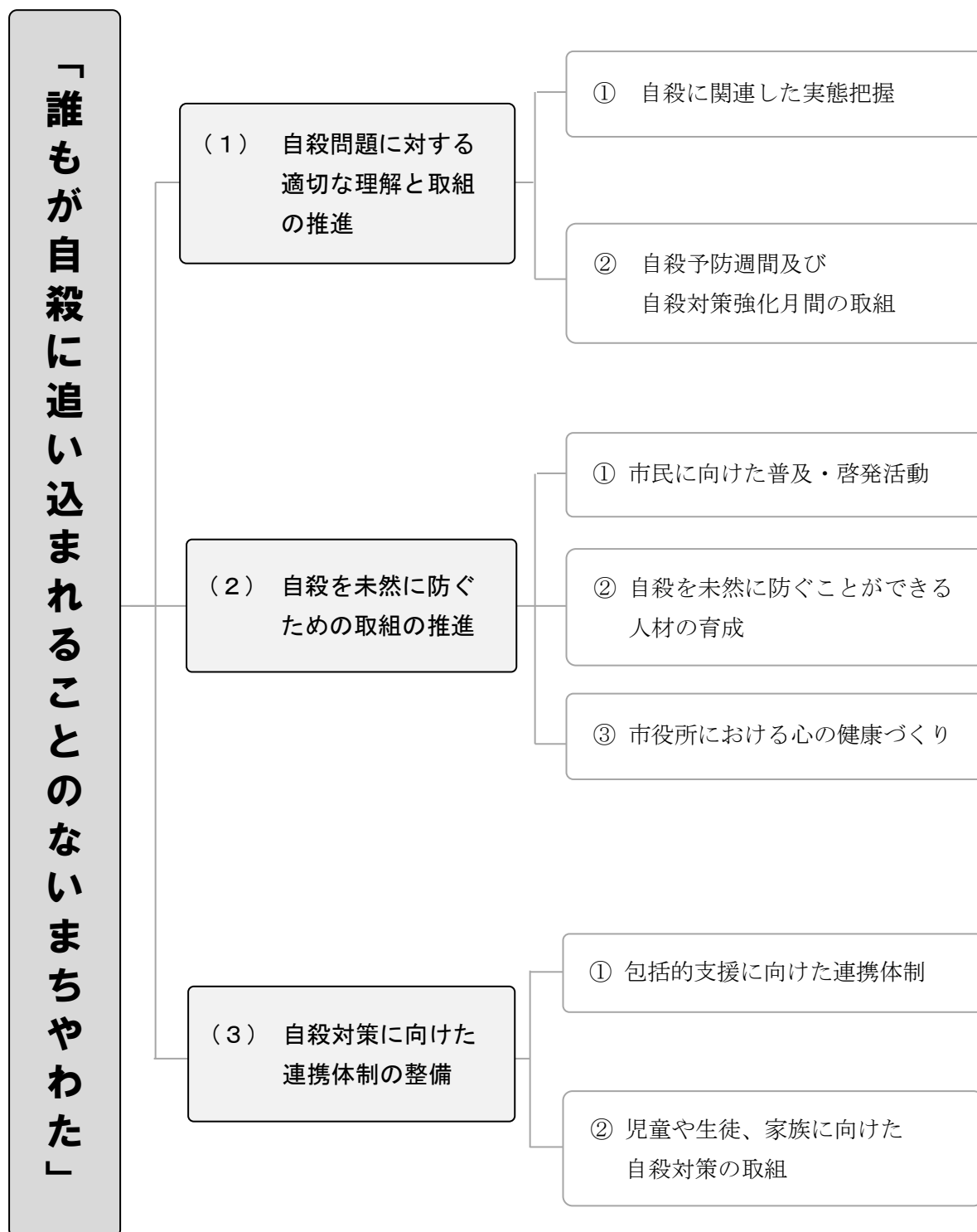
平成 30 年度
ゲートキーパー養成講座の様子

5. 施策体系

【基本理念】

【重点的な柱】

【具体的な取組内容】



6. 具体的な取組内容

(1) 自殺問題に対する適切な理解と取組の推進

① 自殺に関連した実態把握

事業・取組	内容	担当課
自殺対策推進事業	国や他自治体、警察庁等の関係機関が示す調査資料や研究資料に基づき、本市の自殺の傾向や特徴を把握することで、課題を認識かつ分析し、効果のある事業を実施します。	健康推進課
市民の心の健康状態の把握	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」にアクセスされた件数や性別、年齢等の情報に基づき、市民の心の健康状態の把握に努めます。	健康推進課

② 自殺予防週間及び自殺対策強化月間の取組

事業・取組	内容	担当課
自殺予防週間の取組	自殺予防週間（9月10日から9月16日）において、国や京都府、関係機関等と一体となり、普及啓発活動に注力します。	健康推進課
自殺対策強化月間の取組	自殺対策強化月間（3月）において、国や京都府、関係機関等と一体となり、普及啓発活動に注力します。	健康推進課

○『こころの体温計』とは・・・

本市では平成24年12月から、ホームページ上で、ストレスや落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」を実施しています。本市では以下のモードが選択できます。

- ・本人モード：自分のこころの健康状態をチェックする。
- ・家族モード：家族のこころの健康状態を把握する。
- ・赤ちゃんママモード：赤ちゃんのいるお母さんのこころの健康状態をチェックする。
- ・ストレス対処タイプテスト：自分自身のストレス解消法のタイプを知る。
- ・アルコールチェックモード：アルコール依存症の可能性をチェックする。

○『こころの体温計』へのアクセス方法

パソコンからは、下記のURLにアクセスし画面の指示に従い、操作してください。
携帯電話・スマートフォンの方は、QRコードからアクセスしてください。

<https://fishbowlindex.jp/yawata/demo/index.pl>



(2) 自殺を未然に防ぐための取組の推進

① 市民に向けた普及・啓発活動

事業・取組	内容	担当課
こころの体温計	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を使用することで、自らの健康状態をチェックすることができ、また相談機関を知ることができます。	健康推進課
自殺対策に関連する情報発信	自殺対策に関連する内容や相談機関が記載されているリーフレットを作成・配布します。	健康推進課
普及啓発品の設置	自殺対策に関連する内容や相談機関が記載されているリーフレットやチラシ等の普及啓発品について、市役所の各課窓口や公民館等の公共施設へ設置します。	健康推進課

② 自殺を未然に防ぐことができる人材の育成

事業・取組	内容	担当課
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成します。市全体で自殺予防を推進する観点から、市民だけでなく市職員や民生児童委員も受講ができる講座を実施します。	健康推進課

③ 市役所における心の健康づくり

事業・取組	内容	担当課
職員健康相談	健康管理医に依頼し、職員の健康管理を行います。	人事課
職員向け研修	職員の健康管理意識を向上させ、健康な身体で職務が遂行できるよう健康管理研修やメンタルヘルス研修等を行います。	人事課

(3) 自殺対策に向けた連携体制の整備

① 包括的支援に向けた連携体制

事業・取組	内容	担当課
生活困窮者に向けた支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立に向けて、一般就労や家計管理等に関する支援を行います。	生活支援課
ふれあい福祉センター事業	ふれあい福祉センターにおいて、支援を必要とされる方からの各種相談に応じます。	福祉総務課
DV カード作成	相談窓口等が記載された DV カードを作成し、支援を必要とする被害者の救済を促進します。	人権啓発課
女性相談	八幡・人権交流センターにおいて、女性相談窓口を設置し、DV やストーカー、セクハラ等に悩む女性の相談を受け付けます。	人権啓発課
住宅に関する被災者支援	火災及び風水害等の自然災害により住宅に被害を受け居住不能となった者を対象に、市営住宅等への受入を行うことで、生活再建を支援します。	住宅管理課
法律相談	日常生活で発生する問題等に対して、弁護士や司法書士等と相談できる窓口を設けています。	市民協働推進課
消費生活相談	消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。	市民協働推進課
高齢者等に向けた相談窓口	窓口において、高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談に応じます。	高齢介護課
障がい者相談	障がい者やその家族が抱えている様々な問題や悩みに関する相談に応じます。	障がい福祉課

精神障がい者ボランティア団体活動支援	在宅で精神に障がいのある人に向け、軽スポーツや会話等を通じて社会参加のきっかけを得る「いこいの場」運営及び傾聴電話を実施し、精神障がい者の社会参加を支援します。	障がい福祉課
精神障がい者集団指導事業	回復途上の精神障がい者を対象に、規則的な生活習慣の振り返りや対人関係づくり等、社会参加の促進を図る取り組みを行います。	障がい福祉課
自立支援医療（精神通院医療）制度	通院による精神医療を続ける通院医療費の自己負担の軽減を図り、必要な方が制度を利用できるように、障がい福祉のしおりなどを活用し、自立支援医療（精神通院医療）制度の周知を行います。	障がい福祉課
閉じこもり予防事業	高齢者の閉じこもりを予防し、身体機能の低下を防ぐことを目的として、65歳以上を対象に身体を動かす講座やレクリエーション等を行う教室を開催します。	健康推進課
健康相談	乳幼児や高齢者等、幅広い年齢層に対して健康相談を行います。	健康推進課
就労相談	就労の相談に来られた市民に対し、京都ジョブパークや地域若者サポートステーション京都南等の関係機関と連携した支援・情報提供を行います。	商工観光課

② 児童や生徒、家族に向けた自殺対策の取組

事業・取組	内容	担当課
特別支援教育支援	特別教育支援員を配置し、通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対して学校生活上の介助や学習支援を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置	学力向上推進や学習環境充実の取組として、全中学校にスクールソーシャルワーカーを配置します。	学校教育課
スクールカウンセラー配置	不登校やいじめ等、教育や発達に関する相談に対応すべく、各小・中学校にスクールカウンセラー（臨床心理士）を配置します。	学校教育課
教職員等向け研修	学力向上、地域連携、不登校や虐待等を題材とした研修を実施します。	学校教育課
学校教育の方針と目標発行	道徳教育を含め、市として取り組む内容等についてまとめた「学校教育の方針と目標」を発行します。	学校教育課
児童生徒に対する調査	いじめのアンケート調査や、hyper-QU（「よりよい学校生活と友達づくりのため」のアンケート）を行っています。	学校教育課
子育て支援センター運営	市内3か所の子育て支援センターにおいて、育児の不安解消を目的に、相談や指導、育児支援を実施するとともに、子育て中の親子の交流等を促進します。	子育て支援課
母子生活支援施設入所	自立支援を必要とする母子世帯等を対象として、母子生活支援施設への入所を実施し、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
家庭児童相談	家庭児童相談員が、電話や面談等を通して、子どもに関するさまざまな相談に応じます。	子育て支援課

第4章

計画の推進体制について

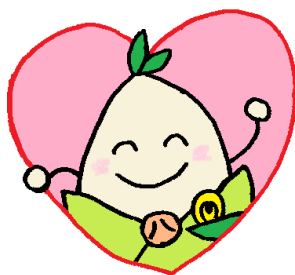
1. 計画の周知

本計画を推進していくために、市ホームページへの掲載や健康コーナーへの設置、関係機関や団体への情報提供を行うことで、本計画の市民への周知を図ります。

2. 計画の推進体制

計画を推進するにあたっては、本市が主体となり、国・京都府・近隣市町と連携を図るとともに、広く市民や関係者の民間の協力を得て、それぞれの役割分担のもと、一体となって対応していくことが重要となります。

そこで本市においては副市長を会長とした「八幡市庁内健康づくり連絡会議」を核として、庁内関係部局間との連携を図り、総合的かつ効果的に自殺予防の推進をしていきます。



資料編

1 . 自殺対策基本法

〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施され

なければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うた

めに必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

附 則 [平成二七年九月一日法律第六六号] 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2. 用語集

用語	説明
【ア行】	
うつ病	抑うつ気分、意欲低下、食欲低下、希死念慮等の症状が一定期間（国際診断基準では二週間以上）持続する場合に疑われる疾患。気分障害。
【カ行】	
家庭児童相談員	家庭児童相談室（子育て支援課）で、子どもに関する様々な相談を行う専門の相談員のこと。
京都ジョブパーク	ハローワークと緊密に連携し、相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する総合就業支援拠点。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことを指す言葉。
健康管理医	会社等で勤務する労働者の健康と安全を管理する医師のこと。
【サ行】	
失業率	労働力人口（就業者と完全失業者の合計）に占める完全失業者のことを指す言葉。 失業率（完全失業率）＝（完全失業者÷労働力人口）×100で算出することができる。

自殺死亡率	人口 10 万人に対する自殺死亡者数を表すもの。地域の自殺者数÷人口×100,000 で算出することができる。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定められるもの。 平成 28 年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的な見直しが行われた。
自殺対策基本法	国及び地方公共団体が自殺対策を総合的に推進し、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、制定された法律。
自殺対策強化月間	国、県、市町村、関係機関・団体が連携し、自殺予防のための取組を行う期間のこと。自殺対策基本法において、毎年月別自殺者数が多い 3 月を自殺対策強化月間として定める。
自殺対策計画	自殺対策基本法が平成 28 年に改正された際、第 13 条において都道府県及び地方自治体に策定が義務付けられたもの。住んでいる地方公共団体による自殺対策に関する地域格差を是正する狙いがある。

自殺統計	自殺に関する統計のなかで、警察庁が発見地（発見された場所に基づく）・住居地（住んでいる場所に基づく）をベースに集計をしているもの。また、厚生労働省の人口動態統計自殺者数（住民票の所在に基づく）と異なり、外国人を含む。
自殺予防週間	自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発する期間のこと。自殺対策基本法において、毎年 9 月 10 日から 16 日を自殺予防週間として定める。
スクールカウンセラー	学校現場において、児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を活かし、様々な相談に応じる専門職のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校現場において、児童や生徒の問題に対して、児童相談所との連携や教員の支援等を行うことで問題解決に努める専門家のこと。
生活困窮者自立支援法	様々な事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対して、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の自立の支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。
【タ行】	
地域若者サポートステーション京都南	はたらくことに踏み出せない若者たちと向き合い、本人や家族・保護者の方々だけでは解決が難しい「はたらき出す力」を引き出して就職して社会へ踏み出す橋渡しを行う支援機関。

DV カード	女性への暴力根絶を図るための啓発事業の一つで、女性相談窓口や一時保護施設等の連絡先が記載された名刺サイズのカード。
特別教育支援員	通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の日常生活上の介助や、学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。
【ハ行】	
hyper-QU	hyper-Questionnaire Utilities。心理テストの一種で、友人関係や学級内の雰囲気などに関する質問に対し、自分の気持ちに近いものを答えさせることで、学級内で子どもの満足度や意欲、学級集団の状態などを測定し、児童生徒個々の状況や学級の傾向を確認することができる。
バブル経済の崩壊	バブル経済とは、1980年代後半に起きた資産価格の過度な高騰とそれに伴う好景気のことを指す。過度に加熱した資産価格を抑制する目的で日銀が金融政策を行ったことにより、一転して資産価格が減少し、1990年代前半に景気後退を招くこととなった。これをバブル経済の崩壊という。
ハローワーク	民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティーネットとしての役割を担う組織。

ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅に引きこもっている状態のこと。
ふれあい福祉センター	来所や電話等により、市民の生活に関わる相談を総合的に受け付ける相談窓口を指す。八幡市社会福祉協議会への業務委託により運営している。
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
【ヤ行】	
八幡市庁内健康づくり連絡会議	庁内関係部局が連携、協力して、市民の健康づくりを支援するための連絡会議であり、自殺対策に関連する内容についても会議事項に含まれる。副市長を会長として構成される。

京都府自殺ストップセンター

平日 9:00～20:00(祝日及び年末年始を除く。)

○電話相談

☎ 0570-783-797

○LINE 電話相談



※トーク相談は行っておりません。
(電話相談のみ実施。)

八幡市自殺対策計画	
令和2年（2020年）3月	
発行	八幡市
編集	八幡市 健康部 健康推進課
〒614－8501	
京都府八幡市八幡園内75番地	
電話	075－983－1116
FAX	075－972－2520
メール	kenkosuisin@mb.city.yawata.kyoto.jp